

「米原市都市計画マスタープランの改定（素案）」についての米原市パブリックコメントに対して
提出された意見等とその意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名 :	米原市都市計画マスタープランの改定（素案）
意見募集期間 :	令和7年11月14日（金）～令和7年12月15日（月）
所 管 課 :	まち整備部 都市計画課

No	提出された意見等の内容	提出された意見の数(人)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
1	近江自治センター跡地に公園を整備してほしい。 子どもの遊び場がなく道路で遊ぶ時代となってしまった。少しでものびのびボール遊びや凧揚げなどができる場所をこの地区に整備してください。	1件 (1人)	改定（素案）のとおりとします。	公園整備については、地域別構想の公園・緑地の方針で示しており、具体的な内容は個別計画において検討することとなります。 近江市民自治センターの跡地活用については、地域からのご意見を踏まえつつ、公園整備も可能性の一つとして、今後の方針を検討します。 御意見については、関連部局と連携を図ります。
2	公園・緑地の方針（旧近江庁舎周辺での公園の充実）について ・児童公園や運動公園でなく、大人も子どもも楽しめる憩いの場となる公園にしてほしい。例えば、健康遊具の設置やウォーキング道の整備、園児がシートを広げてお弁当を食べられるような芝生の設備など。 ・東側にある団地の公園を駐車場にし、団地の公園代替えを旧近江庁舎の公園にする工夫をしてほしい。 ・隣接する東側5戸へは、苦情がでてこないように、緩衝帯を意識した設計をしてほしい。 ・24時間いつでも利用できる公園にしてほしい。 ・維持管理については、市が主体となり行ってほしい。もし地元自治会が管理するのであれば、トイレ掃除・除草・樹木の選定作業など十分な業務委託ができる体制を作ってほしい。	2件 (1人)	改定（素案）のとおりとします。	公園整備については、地域別構想の公園・緑地の方針で示しており、具体的な内容は個別計画において検討することとなります。 近江市民自治センターの跡地活用については、地域からのご意見を踏まえつつ、公園整備も可能性の一つとして、今後の方針を検討します。 御意見については、関連部局と連携を図ります。
3	おうみ認定こども園の上手にある双葉公園について ・遊具の設置や施設の利便性は是非実現してほしい。ただ、この場合昼間は園児や地元の子どもたちが自由に使用できるようにしてほしい。 ・維持管理が地元自治会にならないようにしてほしい。 ・双葉公園は災害時の重要な施設なので、このことと利便性向上を考慮し、認定こども園職員の駐車場にして、下にある今の駐車場を開放すればどうでしょう。		改定（素案）のとおりとします。	公園整備については、地域別構想の公園・緑地の方針で示しており、具体的な内容は個別計画において検討することとなります。 整備後の活用方法については、御意見として参考にさせていただきます。